

## 第6回事故調査・検証委員会 畑村委員長記者会見

日時：平成23年12月26日(月)19:00～

場所：大手町合同庁舎第3号館1F講堂

本日、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において、中間報告を取りまとめましたのでご報告致します。

なお、本日の記者会見には、柳田委員長代理のほか、ご都合のつく委員、技術顧問にも同席して頂いています。

先ほど、総理官邸で野田総理に中間報告をお渡ししてきました。

この中間報告を作るときの考え方やそれから出来るまでの経緯などを簡単にお話ししました。

それで、一番最後にお話したのは、今回のこの事故で一番苦しんでおられる被災者の方々が持つ疑問というのに、少しでも答えられると言うことを考えて、これを作っています。

そして、そういうことがきちんと伝わり、それから、提言が中に書かれているけれども、それを是非、実行して頂きたいと言うことをお話ししました。

総理からは、「そのことをきちんとやりましょう。」というお言葉を頂きました。

この事故調査・検証委員会をやって欲しいと言うことを最初に頼まれたときから、こういうやり方でやっていきたいと言うことを考えて、約7か月近くやってきました。

それで、こういうことをやった結果、ようやくこの中間報告が出来てきた訳です。

調査しなければいけない事柄は膨大で、なんとか中間報告と言えるものを、本当にまとめられるのかという、そういう危惧を持つくらい、膨大な事柄が迫ってきたように思います。

しかし、ここで何とか中間報告まで漕ぎ着けることが出来ました。

この中間報告は、調査の途中段階のもので、

委員会で調査している全てを記述するというものではありません。

現時点までの調査で判明した事実関係をできる限り記述し、その範囲での評価や提言を行っています。

中間報告は、本文編と資料編の2分冊になっており、本文編が500ページ余り、資料編が200ページ余りです。

かなりの分量になりますので、中間報告の本体とは別に、内容を要約した概要版を制作しています。

本日は、この概要版を使って、中間報告の概要をごく簡単に紹介したいと思います。

お手元の「中間報告(概要)」をご覧になりながらお聞きください。

まず、1ページ目です。「1 はじめに」では、この委員会の設置目的、活動状況、中間報告の位置付け、最終報告の予定時期などを記述しています。

委員会の活動状況ですが、これまでにヒアリングを行った関係者の人数は、12月16日現在の集計で、456人になっています。

ヒアリングの対象者の氏名については、相手方の了承がある場合に明らかにしていますが、本日、新たにお話しできる方としては、12月14日に細野豪志大臣。これは、事故発生当時の総理の補佐官でした。この方のヒアリングを行いました。また、12月7日に空本誠喜衆議院議員のヒアリングを行っています。

今後の予定としては、来年の夏頃に最終報告を取りまとめて公表することを予定しています。

同じく1ページの「2 事故の概要」では、今回の事故の概要を説明しています。

2ページ以下の「3 事故発生後の政府諸機関の対応の問題点」では、一つ、原子力災害現地対策本部や、二つ、原子力災害対策本部の問題点について分析しており、前者については委員会としての提言を行っています。

4ページ以下の「4 福島第一原発における事故後の対応に関する問題点」では、1号機のICの作動状態が誤認されていた問題や、3号機への代替注水に関する不手際について記述しています。

6ページ以下の「5 被害の拡大を防止する対策の問題点」では、四つあって一つ目、初期モ

ニタリングに関わる問題、二つ目、SPEEDIの活用上の問題、三つ目、住民避難の意思決定と現場の混乱をめぐる問題、四つ目、国民や国際社会への情報提供に関わる問題などについて記述し、一部、委員会としての提言を行っています。

10ページ以下の「6 不適切であった事前の津波・シビアアクシデント対策」では、文字どおり、事前の津波・シビアアクシデント対策の問題について記述しています。

この問題については、13ページ以下の「7 なぜ津波・シビアアクシデント対策は十分なものではなかったのか」で、更に考察を加えています。

次に、14ページ以下の「8 原子力安全規制機関の在り方」では、政府において、新たな原子力安全規制機関の設置に向けた検討が進んでいることも踏まえ、新組織の在り方について、5項目の提言を行っています。

政府には、提言に留意しつつ、検討を進めて頂きたいと考えています。

15ページ以下の「9 小括」では、これまでの調査で明らかになった諸事実を踏まえ、やや大所高所からの分析と問題提起を行っています。

なお、当委員会の調査・検証の「総括」は最終報告で行うこととし、中間報告では、「小括」としています。

最後に、16ページの「10 おわりに」で締めくくっています。

中間報告の概要は以上です。

次に、中間報告の取りまとめに際しての、委員長としての所感を申し上げます。

これは、色んな事を調べて、少しずつ色んな事が分かったり、この委員や技術顧問の人たちとそのことについて議論をしたりする中で、段々と考えができてあがっていったものですが、今からお話する中身は、委員会で合意したと言うものではありません。

あくまで、私、畑村の個人としての考えを述べるものです。

幾つかありますので、表題を言った後に、その中身について、こんな事を考えているというお話しをします。

まず、一つ目です。

「後から見れば」です。

調査の結果、おぼろげながら全体像が見えてきました。

そして、全体像が見えると、「適切な判断と行動によって、被害を最小にする方策があった。」ということが分かります。

しかし、当事者にはその時々々の全体像が見えていないので、「その方策の存在は見えなかった。」

したがって、見いだせなかった当事者に責めを押し付けてはならない。

と言う風に考えます。

二番目です。

「今回の災害の本質」についてです。

今回の災害では、原発事故のメカニズムに関心が集中しがちです。しかし、災害の最大の災禍は、「放射性物質の放散によって周辺住民がその土地を離れざるを得なくなったこと。」にあると考えます。

このような大きな災禍は、原発事故に特有なものです。

全ての活動を停止させられ、長期にわたって元の土地に戻ることができない避難者は、心理的・社会的・経済的に塗炭の苦しみを味わっています。

原発の事故の発電所の中で起こった、そういうことにだけ注意が集中しすぎるのは、適切では無いという風に考えています。

本質的な問題は、「この土地を離れざるを得なくなったことが、突然に起こり、また、それが長期にわたる。」ということです。

三番目は「想定外」です。

想定外という言葉が沢山使われました。

そして、それを聞いた人たちは、「想定外だったのだから仕方がない。」と言って、このことに当たるのは「責任の回避ではないか。」と感じたと思います。

しかし、「想定」とはどんなものか、「想定外」とはどんなものか、ということ一度考えてみる必要があるという風に思います。

人間は考える範囲を決めないと考えを進めることができません。

そして、一旦考える範囲の境界を決めると、その内側については詳しく考えますが、外側については考えなくなります。

この外側の領域が「想定外」。そして、多くの場合、想定外の存在自身を気付かなくなっています。

想定外は、想定外の事象が起こったときに初めてその存在に気付くのです。

四番目です。

「形を整えても動かない」と言うのがあります。

真面目に考えて、きちんと対応しようとする立派な組織が出来上がります。

組織の中では立派な規則やマニュアルが整備され、人員が割り当てられます。

ところが、その組織の人員は、自分たちの組織に求められている機能に思いが至りません。

そのため、ことが起こると、真面目に対応したつもりでいても、本来求められている働きがほとんどできません。

今回の事故でも、原子力安全委員会や保安院の活動は、今言った様なことが当てはまると思います。

SPEEDIについても同じです。

このほか、いろいろなことを考えています。そして、いろんなことが少しずつ分かってくる毎に考えが進んでいきます。

それにしたがって、更に考えを深め、最終報告の段階で改めて、また新しい考えなりが出てきたときには、ご紹介したいという風に思っています。

沢山のことを感じるし、沢山のことを考えます。

しかし、今、それをきっちりと整理して、全部をお話するということはとても出来ません。

今までのところで、私が個人としてですが、感じたことの幾つかをご紹介致しました。

これで、委員長としての発言は、一旦、終わりにしたいと思います。